

公益財団法人ロッテ財団 2015 年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

公益財団法人ロッテ財団（以下本財団という）は、日本の大学または大学院等で学ぶ主としてアジア諸国からの留学生のうち志操堅実・学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して支援を行い、もって、諸国間の友好親善、国際交流及び人材の育成に寄与することを目的とします。

2. 特 徴

本財団の奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、主としてアジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院の正規課程に在学する者
- (3) 2015 年 4 月 1 日現在で 35 歳以下の者
- (4) 修学のために経済的援助を必要とする者で、2015 年度に他の奨学金及び多額の収入を得る予定のない者
- (5) 他の奨学金との併給は認めない
- (6) 配偶者がいる場合、配偶者の年収が 500 万円未満であること
- (7) 学業、人物ともに優秀である者
- (8) 日本語による意思伝達が可能である者（日本語検定 1 級取得程度）
- (9) 国際理解と国際間の友好親善に積極的に協力する者
- (10) 本財団の奨学生交流会（年 4 回程度を予定 うち 1 回は 1 泊 2 日研修旅行）に出席できる者
- (11) 本人の状況確認の為、年数回の本財団事務局との面談に応じることのできる者

4. 採用人員 若干名

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

一人当たり年額 216 万円（月額 18 万円）

(2) 支給の期間

原則として、2 年間とします。なお、応募の時点で各課程の最終学年に在籍する者は、上級の課程（学部から大学院又は、博士前期（修士）課程から博士後期課程）に進学することが条件となります。

(3) 支給の方法

奨学金は原則として、毎月、28日（当日が銀行の休日となる場合は前営業日）に本人名義の銀行等の預金口座に入金します。ただし、第1回目の支給は、6月28日に4月分まで遡って入金します。

- (4) 延長については、支給期間の最終年度に1回限り支給延長申請を提出できるものとします。（選考委員による面接等の審査を経て可否が決定されます）

6. 奨学金の支給停止又は打ち切り

奨学生がロッテ財団奨学生としての義務を履行しなかったとき、又は奨学金を本来の目的に使用しなかったとき等の他、下記事項等に該当する場合、原則として、その事由の発生した月の翌月から奨学金の支給を停止又は打ち切ることがあります。

(1) 奨学金の支給停止

- ① 理由なく長期（1ヶ月以上）にわたり、連絡がとれなかったとき
- ② 1ヶ月以上の病欠、理由のない長期欠席等により学業に支障がでるとき
- ③ 本財団奨学生としての義務（交流会への出席、各種届出・報告事項の提出等）を果たさなかったとき
- ④ その他、財団で奨学金の支給停止について相当と判断したとき

(2) 奨学金の打ち切り

- ① 在籍する大学の学則で定められた長期休業期間以外に、1ヶ月以上日本を離れる場合は、離日の翌月から奨学金の支給を休止する。帰国後本人からの申請があれば支給を再開する。
- ② 国内の募集対象校以外へ転学したとき
- ③ 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- ④ 留年したとき、又は、卒業あるいは修了延期の恐れが生じたとき
- ⑤ 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- ⑥ 奨学金の一部又は全部を本来の奨学金の用途以外に使用したとき
- ⑦ 配偶者がいる場合、その年収が500万円以上となったとき
- ⑧ 留学生としての資格を失ったとき
- ⑨ 学則により処分を受けたとき（軽微なものを除く）
- ⑩ 学籍を失ったとき
- ⑪ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑫ 本財団の目的に反する言動をおこなったとき
- ⑬ 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- ⑭ その他、支給停止の事由が度重なる場合等、財団で奨学金の打ち切りについて相当と判断したとき

7. 募集方法

本財団が募集対象校とする大学等を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 本人申告書及び本人申告書の別添記入用紙（所定の様式）、その他合格を証明する書類
- (4) 在学証明書 修士課程または博士課程に進学する者は合格を証明する文書（大学の発行する合格通知書またはそのコピー）
- (5) 外国人登録書（在留カード）の写し
- (6) 成績証明書：現課程のもの。入手不可能の場合は、前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
- (7) 推薦状：学部長又は指導教員等によるもので、封筒等に封印したもの。用紙は、A4サイズで1頁
- (8) 日本語検定資格取得者は、日本語資格認定書のコピーを提出して下さい
- (9) 配偶者がいる場合には、配偶者の収入を証明する文書（公的文書等）の写し

※上記（1）から（3）の書類は、必ず本人の自筆にて記入すること。

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する奨学生選考委員会の選考（面接及び書類審査）を経て、理事長が奨学生を決定します。

（注）面接は 2015年2月17日 に東京都内で実施（時間・場所等は後日、本人宛にメールにて連絡）致しますので申請者は必ず面接を受けて下さい。

- (2) 採用決定者については、2015年3月上旬までに大学に通知します。

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人ロッテ財団 事務局
〒160-0023 東京都新宿区西新宿 3-20-1
TEL 03-5388-5564 FAX 03-6688-9798

以上

申請書類記入上の注意

全般的事項に

- (1) 原則として日本語（楷書）で、直筆で丁寧に記入すること。
- (2) アルファベット使用の場合は活字体で記入すること。
- (3) 数字は算用数字を用いること。
- (4) 該当する欄はすべて記入すること。
- (5) 記入は万年筆またはボールペンで書くこと。

「2015 年度奨学金申請書」について

在学大学名等欄は、大学名を記入し、学部の場合は学部名・学科名・年次を記入する。

入学時期は該当するものに○印をつけること。

大学院の場合は、研究科名・専攻名を記入し、該当する課程に○印をつけること。

年次は記入時点ではなく、2015 年 4 月現在によって記入する。

「履歴書」について

- (1) 学歴については在籍した学校名を記入すること。（複数の場合はすべて記入）
- (2) 大学院については自分の属する課程を○印で囲むこと。入学時期についても同様のこと。
- (3) 職歴については本国および日本における職歴を記入のこと。
- (4) 日本語学習校については大学別科の場合も記入すること。
- (5) その他欄には、高校入学後、学歴等・職歴欄に該当しない期間がある場合、記入のこと。
※なお、高校入学から現在の大学（大学院）在籍まで、学歴、職歴、その他を通して空白の期間がないように記入すること。

「本人申告書」について

- (1) 家族氏名欄には、父母のほか、配偶者・子供・兄弟姉妹について記入すること。
- (2) 職業・勤務先欄は、具体的に記入する。できれば役職等も記入すること。
父母死亡の場合は「死亡」と記入し、生前の職業・勤務先を記入すること。
在学中のものは学校名・学年を記入すること。
- (3) 配偶者が留学生又は社会人で日本政府奨学金、その他の奨学金、給与所得等の収入がある場合には、「経済状況」の「(3) その他の収入」「内容」欄に記載すること。
- (4) 単発の奨学金がある場合は総額を記載し、それを12ヶ月で割った金額を月額として、下の段に記載し、その月額を①から⑤の合計金額に含めること。
- (5) 「日本留学の目的」欄、および「将来希望する進路（又は、留学後の予定）」は、別紙用紙に記入すること（各 200 字以内）。

申請書類の提出期限

各大学の締切り期間までに、申請書類を揃え、大学等の事務所に提出すること。

ご質問等は、各大学の事務所に問い合わせ下さい。なお、当申請に関する書類につきましては、当財団で厳重に管理し、選考目的以外に使用したり、申請者の許諾なく第三者に開示したりしないものとします。